

ディープテック・スタートアップ支援事業費助成金交付規程（新）	ディープテック・スタートアップ支援事業費助成金交付規程（旧）
<p data-bbox="226 212 981 244">ディープテック・スタートアップ支援事業費助成金交付規程</p> <p data-bbox="898 261 1115 293">2023年3月22日</p> <p data-bbox="864 311 1115 343">2022年度規程第60号</p> <p data-bbox="544 360 1115 392"><u>一部改正 2024年3月29日2023年度規程第49号</u></p> <p data-bbox="91 453 271 485">第1条（略）</p> <p data-bbox="136 550 215 582">（適用）</p> <p data-bbox="91 600 1115 871">第2条 機構が行う助成金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、機構法、<u>国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年経済産業省令第120号）及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15度新エネ総第1001004号）に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。</u></p> <p data-bbox="91 1225 1115 1449"><u>2 助成金のうちディープテック・スタートアップ支援基金補助金に係る交付は、前項に規定するもの並びに、産業技術実用化開発事業費補助金(ディープテック・スタートアップ支援基金補助金)交付要綱(20230224財産第1号)、産業技術実用化開発事業費補助金(ディープテック・スタートアップ支援基金補助金)実施要領(20230224財産第1号)及びディープテック・スタートアップ支援事業の基本方</u></p>	<p data-bbox="1279 212 2033 244">ディープテック・スタートアップ支援事業費助成金交付規程</p> <p data-bbox="1957 261 2175 293">2023年3月22日</p> <p data-bbox="1901 311 2175 343">2022年度規程第60号</p> <p data-bbox="1144 453 1323 485">第1条（略）</p> <p data-bbox="1189 550 1267 582">（適用）</p> <p data-bbox="1144 600 2175 1206">第2条 機構が行う助成金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、機構法<u>及び</u>国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年経済産業省令第120号）<u>並びに産業技術実用化開発事業費補助金(ディープテック・スタートアップ支援基金補助金)交付要綱(20230224財産第1号)、産業技術実用化開発事業費補助金(ディープテック・スタートアップ支援基金補助金)実施要領(20230224財産第1号)及びディープテック・スタートアップ支援事業の基本方針(令和5年3月経済産業省)（以下「基本方針」という。）並びに</u>国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15度新エネ総第1001004号）<u>、ディープテック・スタートアップ支援事業の実施に関する規程(2022年度規程第54号)及びディープテック・スタートアップ支援基金の管理及び運用に関する機構達(2022年度機構達第14号)</u>に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。</p> <p data-bbox="1144 1225 1312 1257"><u>2（新設）</u></p>

ディープテック・スタートアップ支援事業費助成金交付規程（新）	ディープテック・スタートアップ支援事業費助成金交付規程（旧）
<p data-bbox="114 212 1117 387"><u>針（令和5年3月経済産業省）（以下「基本方針」という。）並びにディープテック・スタートアップ支援事業の実施に関する規程（2022度規程第54号）及びディープテック・スタートアップ支援基金の管理及び運用に関する機構達（2022度機構達第14号）に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。</u></p> <p data-bbox="129 451 215 483">（定義）</p> <p data-bbox="85 499 1117 722">第3条 この規程で「助成事業」とは、助成金の交付の対象となった、<u>機構が別途定める「GX分野のディープテック・スタートアップに対する実用化研究開発・量産化実証支援事業」基本計画又は経済産業省が別途定める基本方針</u>に記載するディープテック・スタートアップが実施する、実用化研究開発、量産化実証及び海外技術実証（以下「研究開発」という。）を行う事業をいう。</p> <p data-bbox="85 738 938 770">2 この規程で「助成事業者」とは、助成事業を実施する者をいう。</p> <p data-bbox="129 882 297 914">（交付の対象）</p> <p data-bbox="85 930 1117 1058">第4条 機構は、第3条第1項に定める研究開発を行う者に対し、当該研究開発に必要な費用の一部を助成する。ただし、<u>第28条</u>に定める事項に該当する者が行う事業に対しては、本助成金の交付対象としない。</p> <p data-bbox="85 1121 365 1153">第5条～第8条（略）</p> <p data-bbox="129 1217 439 1249">（交付に当たっての条件）</p> <p data-bbox="85 1265 1117 1345">第9条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。</p> <p data-bbox="114 1361 327 1393">一～十六（略）</p> <p data-bbox="114 1409 1117 1441">十七 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若</p>	<p data-bbox="1182 451 1267 483">（定義）</p> <p data-bbox="1137 499 2175 627">第3条 この規程で「助成事業」とは、助成金の交付の対象となった、<u>基本方針</u>に記載するディープテック・スタートアップが実施する、実用化研究開発、量産化実証及び海外技術実証（以下「研究開発」という。）を行う事業をいう。</p> <p data-bbox="1137 738 2000 770">2 この規程で「助成事業者」とは、助成事業を実施する者をいう。</p> <p data-bbox="1182 834 1350 866">（交付の対象）</p> <p data-bbox="1137 882 2175 1010">第4条 機構は、第3条第1項に定める研究開発を行う者に対し、当該研究開発に必要な費用の一部を助成する。ただし、<u>第26条</u>に定める事項に該当する者が行う事業に対しては、本助成金の交付対象としない。</p> <p data-bbox="1137 1121 1417 1153">第5条～第8条（略）</p> <p data-bbox="1182 1217 1491 1249">（交付に当たっての条件）</p> <p data-bbox="1137 1265 2175 1345">第9条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。</p> <p data-bbox="1167 1361 1379 1393">一～十六（略）</p> <p data-bbox="1167 1409 2175 1441">十七 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若</p>

ディープテック・スタートアップ支援事業費助成金交付規程（新）	ディープテック・スタートアップ支援事業費助成金交付規程（旧）
<p>しくは成果（以下「取得財産等」という。）のうち、第16条第1項により処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。<u>ただし、量産化実証のための生産設備等について、助成事業終了後第23条第2項に定める事業化実施計画に資する使用と機構が判断する場合は、処分には該当しないものとする。</u></p> <p>十八～二十二 （略）</p> <p>二十三 助成事業者は、助成事業年度の終了後5年間、経済産業省が実施する<u>事後評価又は機構が実施する終了時評価</u>、追跡調査・評価、産業財産権等の取得状況及び事業化状況調査（以下「評価・調査等」という。）に協力すること。ただし、<u>経済産業省又は機構</u>が必要があると認めるときは、<u>事後評価又は終了時評価</u>を助成事業完了前に行うこととする。（なお、助成事業年度の終了後5年度目の状況によっては、助成事業者の合意を得た上で、評価・調査等の期間を延長することがある。）</p> <p>二十四～三十四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第10条～第15条 （略）</p> <p>（財産の処分制限）</p> <p>第16条 助成事業者の取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価額又は効用の増加価額が単価50万円以上の機械及び重要な器具その他の財産とする。</p> <p>2 取得財産等の処分を制限する期間は、昭和53年通商産業省告示第360号を準用する。</p>	<p>しくは成果（以下「取得財産等」という。）のうち、第16条第1項により処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。</p> <p>十八～二十二 （略）</p> <p>二十三 助成事業者は、助成事業年度の終了後5年間、経済産業省が実施する<u>事後評価、機構が実施する</u>追跡調査・評価、産業財産権等の取得状況及び事業化状況調査（以下「評価・調査等」という。）に協力すること。ただし、<u>経済産業省</u>が必要があると認めるときは、<u>事後評価</u>を助成事業完了前に行うこととする。（なお、助成事業年度の終了後5年度目の状況によっては、助成事業者の合意を得た上で、評価・調査等の期間を延長することがある。）</p> <p>二十四～三十四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第10条～第15条 （略）</p> <p>（財産の処分制限）</p> <p>第16条 助成事業者の取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価額又は効用の増加価額が単価50万円以上の機械及び重要な器具その他の財産とする。</p> <p>2 取得財産等の処分を制限する期間は、昭和53年通商産業省告示第360号を準用する。</p>

ディープテック・スタートアップ支援事業費助成金交付規程（新）	ディープテック・スタートアップ支援事業費助成金交付規程（旧）
<p>3 助成事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式第15による財産処分承認申請書を機構に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。<u>ただし、量産化実証のための生産設備等について、助成事業終了後に第23条第2項に定める事業化実施計画に資する使用と機構が判断する場合は、処分には該当しないものとする。</u></p>	<p>3 助成事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式第15による財産処分承認申請書を機構に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。</p>
<p>4 助成事業者は、第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得られた収入については、前条第3項の規定は適用しない。</p>	<p>4 助成事業者は、第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得られた収入については、前条第3項の規定は適用しない。</p>
<p>第17条 （略）</p>	<p>第17条 （略）</p>
<p>（交付決定の取消）</p>	<p>（交付決定の取消）</p>
<p>第18条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p>	<p>第18条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p>
<p>一～七 （略）</p>	<p>一～七 （略）</p>
<p>八 助成事業者が、第28条の規定の誓約に違反したとき。</p>	<p>八 助成事業者が、第26条の規定の誓約に違反したとき。</p>
<p>九～十 （略）</p>	<p>九～十 （略）</p>
<p>2～3 （略）</p>	<p>2～3 （略）</p>
<p>第19条から第25条 （略）</p>	<p>第19条から第25条 （略）</p>
<p><u>（データマネジメント）</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>第26条 助成事業者は、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日、統合イノベーション戦略推進会議）及び機構が公募時等に示す情報を踏まえて、研究開発により生じたデータのうち助成事業者が管理対象データとしたものについてデータマネジメントを行うものとする。</u></p>	

ディープテック・スタートアップ支援事業費助成金交付規程（新）	ディープテック・スタートアップ支援事業費助成金交付規程（旧）
<p><u>（経済安全保障推進法に基づく特許出願の非公開）</u></p> <p><u>第27条 助成事業者は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）</u> <u>第65条第1項に規定する助成事業者の特許出願に係る明細書等（以下「明細書等」という。）に記載された発明について経済安全保障推進法第70条第2項に規定する保全指定がされている場合、当該特許出願に係る明細書等に記載された保全対象発明（経済安全保障推進法第70条第1項に規定する保全対象発明をいう。以下同じ。）の情報は、この規程に別段の定めがある場合を除き、機構に提示しないこととする。</u></p> <p><u>2 助成事業者は、助成事業者の特許出願に関して、その出願から経済安全保障推進法第66条第1項に基づき特許庁長官により当該特許出願に係る書類が内閣総理大臣へ送付される若しくは送付されないことが決定されるまでの間、及び同法第67条第1項に規定された保全審査が行われている間、当該特許出願の明細書等に記載された発明に係る詳細な技術情報については、機構に提示しないこととする。ただし、当該特許出願の明細書等に記載された発明が、同法第66条第1項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 助成事業者は、特許出願を予定している場合、当該特許出願の明細書等に記載する発明に係る詳細な技術情報を機構に提示しないこととする。ただし、当該発明が、同法第66条第1項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>4 第1項から第3項までの規定にかかわらず、機構が助成事業の管理における必要性から保全対象発明又は詳細な技術情報の提示を求めたときは、助成事業者は、機構が指定する方法により、当該保全対象発明の情報又は詳細な技術情報を機構に提示するものとする。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

ディープテック・スタートアップ支援事業費助成金交付規程（新）	ディープテック・スタートアップ支援事業費助成金交付規程（旧）
<p>（暴力団排除に関する誓約）</p> <p>第28条 助成事業者は、助成金の交付の申請をするに当たって、また、助成事業の実施期間内及び完了後においては、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（暴力団排除に関する誓約）</p> <p>第26条 助成事業者は、助成金の交付の申請をするに当たって、また、助成事業の実施期間内及び完了後においては、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 （略）</p>
<p>（契約の相手方の制限）</p> <p>第29条 第2条第2項の助成金の交付を受ける助成事業者は、助成事業を実施するために締結する委託、売買、請負その他の契約（契約金額が100万円未満のものを除く。）をするにあたり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、助成事業の遂行上、当該事業者でなければ助成事業の遂行が困難又は不相当である場合は、機構の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。</p> <p>2 機構は、前項の助成事業者が前項の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、前項の助成事業者は機構から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。</p> <p>3 前二項の規定は、助成事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、第1項の助成事業者は、必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>（契約の相手方の制限）</p> <p>第27条 助成事業者は、助成事業を実施するために締結する委託、売買、請負その他の契約（契約金額が100万円未満のものを除く。）をするにあたり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、助成事業の遂行上、当該事業者でなければ助成事業の遂行が困難又は不相当である場合は、機構の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。</p> <p>2 機構は、助成事業者が前項の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、助成事業者は機構から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。</p> <p>3 前二項の規定は、助成事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、助成事業者は、必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>（その他必要な事項）</p> <p>第30条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。</p>	<p>（その他必要な事項）</p> <p>第28条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。</p>

ディープテック・スタートアップ支援事業費助成金交付規程（新）	ディープテック・スタートアップ支援事業費助成金交付規程（旧）
<p>附 則</p> <p>この規程は、2023年3月22日から施行する。</p> <p><u>附 則（2024年3月29日2023年度規程第49号）</u></p> <p><u>1. この規程は、2024年4月1日から実施する。</u></p> <p><u>2. ただし、第26条の規定は、2024年4月1日以降に交付決定（変更交付決定を除く。）を行う事業について適用する。</u></p> <p>（別記）（略） （別記2）（略）</p> <p><u>様式第1 別添のとおり</u></p> <p><u>様式第2 別添のとおり</u></p> <p>様式第3～第11-1 略</p> <p><u>様式第11-2 別添のとおり</u></p> <p>様式第12～第22 略</p>	<p>附 則</p> <p>この規程は、2023年3月22日から施行する。</p> <p>（別記）（略） （別記2）（略）</p> <p>様式第1～第22 略</p>